



鳥取県公報

令和 7 年 10 月 3 日（金）
第 9 7 3 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（574）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（575）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	鳥獣捕獲等事業の変更の認定（576）（鳥獣対策課）・・・・・・・・・・ 2
	建設業法による閲覧所の設置の一部改正（577）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	公共測量の実施（6 件）（578～583）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	採石法による採取計画の認可の公表（584）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・・・ 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し（585）（西部総合事務所県民福祉局）・・・ 4
	土地改良区の役員の就退任（586）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 5
	土地改良区の役員の退任（587）（〃）・・・・・・・・・・ 6
◇ 正 誤	令和 7 年 8 月 1 日付鳥取県告示第473号中訂正・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
芹田歯科	境港市明治町67	令和7年9月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひだまり薬局	倉吉市宮川町174-15	令和7年9月1日

鳥取県告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アイ・プラス薬局宮川店	倉吉市宮川町174-15	令和7年8月31日
すばる薬局	東伯郡三朝町大字山田677-5	令和7年9月6日

鳥取県告示第576号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第2項の規定において準用する同法第18条の5の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、次のとおり告示する。

令和7年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県 猟友会	鳥取市湖山町西二丁目 413	徳山 幸一	捕獲従事者の変 更、捕獲従事者の 狩猟免許の種類に 係る変更	令和7年7月10日

鳥取県告示第577号

昭和47年鳥取県告示第256号（建設業法による閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、令和7年10月3日から施行する。

令和7年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
鳥取市東町一丁目 <u>220</u> 鳥取県県土整備部閲覧室内	鳥取市東町一丁目 <u>220番地</u> 鳥取県県土整備部管理課内

鳥取県告示第578号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（写真測量）
- 2 作業期間 令和7年6月20日から令和8年3月23日まで
- 3 作業地域 東伯郡三朝町大字小河内

鳥取県告示第579号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（地形測量及び応用測量）
- 2 作業期間 令和7年9月3日から令和8年2月27日まで
- 3 作業地域 米子市東福原四丁目

鳥取県告示第580号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
- 2 作業期間 令和7年9月4日から同年12月25日まで
- 3 作業地域 八頭郡八頭町佐崎

鳥取県告示第581号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）

- 2 作業期間 令和7年9月10日から令和8年3月13日まで
3 作業地域 鳥取市高住

鳥取県告示第582号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
2 作業期間 令和7年9月12日から令和8年3月23日まで
3 作業地域 倉吉市北面及び穴沢

鳥取県告示第583号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量及び応用測量）
2 作業期間 令和7年9月17日から令和8年3月16日まで
3 作業地域 米子市灘町

鳥取県告示第584号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月3日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 米 田 憲 司

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
三明建設株式会社 代表取締役 岡村 文美子	鳥取市長谷825	鳥取市長谷字城ヶ谷口 822外5筆（165,451平方メートル）	安山岩（205,971立方メートル）、 凝灰岩（130,826立方メートル）	令和7年9月25日から 令和12年9月24日まで	令和7年9月19日

鳥取県告示第585号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月3日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在	障害福祉サービスの種類	取消年月日

			地		
社会福祉法人 柿木村福祉会	西伯郡大山町高 田1685－3	柿木村共同作業所	西伯郡大山町高田 1685－3	生活介護	令和7年10 月31日
〃	〃	高田の柿木村ホーム	西伯郡大山町高田 1684－2	共同生活援助	〃

鳥取県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年10月3日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 清 水 輝 彦 西伯郡伯耆町丸山163
 〃 坂 口 武 美 西伯郡伯耆町丸山254－4
 〃 仲 田 主 西伯郡伯耆町須村835
 〃 松 本 幹 人 西伯郡伯耆町須村811
 〃 潮 賢 西伯郡伯耆町大原446
 〃 野 口 哲 史 西伯郡伯耆町大原590
 〃 森 田 徹 郎 西伯郡伯耆町真野1031
 〃 笹 間 豊 樹 西伯郡伯耆町真野563
 〃 福 田 巳紀雄 西伯郡伯耆町番原76－2
 〃 上 田 淳 則 西伯郡伯耆町番原516
 〃 亀 山 英 登 西伯郡伯耆町久古29
 〃 森 岡 晃 典 西伯郡伯耆町久古54－1
 〃 松 原 博 文 西伯郡伯耆町久古1509
 〃 松 原 行 秀 西伯郡伯耆町久古1345
 監 事 上 田 省 三 西伯郡伯耆町番原476－1
 〃 西 尾 厚 夫 西伯郡伯耆町久古1203
 〃 勝 部 明 吉 西伯郡伯耆町遠藤367

令和7年9月10日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 清 水 輝 彦 西伯郡伯耆町丸山163
 〃 坂 口 武 美 西伯郡伯耆町丸山254－4
 〃 小 原 章 信 西伯郡伯耆町須村577
 〃 小 谷 格 西伯郡伯耆町須村607
 〃 潮 賢 西伯郡伯耆町大原446
 〃 野 口 哲 史 西伯郡伯耆町大原590
 〃 熊野林 悟 西伯郡伯耆町真野531－1
 〃 笹 間 豊 樹 西伯郡伯耆町真野563
 〃 岡 田 和 司 西伯郡伯耆町番原552
 〃 上 田 省 三 西伯郡伯耆町番原476－1
 〃 亀 山 英 登 西伯郡伯耆町久古29
 〃 森 岡 晃 典 西伯郡伯耆町久古54－1
 〃 伊 澤 勇 人 西伯郡伯耆町福岡原111

〃 松 原 行 秀 西伯郡伯耆町久古1345
監 事 西 郷 憲 治 西伯郡伯耆町久古17－ 1
〃 西 尾 厚 夫 西伯郡伯耆町久古1203
〃 勝 部 明 吉 西伯郡伯耆町遠藤367
令和7年9月11日就任 任期4年

鳥取県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり大谷溜池土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和7年10月3日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事 奥 田 勇 治 西伯郡大山町長田305

令和7年3月10日退任

正 誤

令和7年8月1日付鳥取県公報第9715号の鳥取県告示第473号（不当な取引方法の指定の一部改正について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

欄 改正後の欄

行 20及び21

誤 契約の解除を妨げ、

正 契約の解除を妨げ、

頁 6

欄 改正前の欄

行 下から11

誤 威迫する等して

正 威迫する等して